

新規採用予定者教育行政概要等説明会（実務研修②）（250 字／1 分を想定）

こんにちは。教職員課学校給与班の花屋と申します。今から 30 分程度いただきまして、諸手当の認定事務についてお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入る前にこの研修の趣旨についてお話しします。

既に説明を受けられたと思いますが、皆さんは 4 月 1 日に市町立の小中学校へ配属され、様々な仕事をするようになりますが、担当する仕事の中に諸手当の認定事務というものがあります。諸手当といいますのは、給料とは別に支給されるもので…例えば通勤費用に充てられる通勤手当などがあり、認定事務とは手当を支給してよいかを確認し、手当額を決定することをいいます。認定事務が必要な諸手当は 4 種類あり、①扶養手当②住居手当③通勤手当④単身赴任手当（これらがどういった手当であるかというのは後で説明しますが）それらの認定事務を行うことになります。諸手当は何もしなくても自動的に支給されるものではありません。職員から手当の申請が提出され、みなさんがその内容を確認し、手当額を決定することで初めて手当が支給されるようになります。毎年 4 月 1 日は職員の採用や異動（転勤）があり、諸手当のうち通勤手当と住居手当の申請が多く出てくる時期です。皆さんは、まずこれらの申請の処理をしていく必要がありますので、少しでもスムーズに認定事務が行えるよう、簡単にですが今からご説明します。

それではまず、資料の確認です。本研修では「新規採用予定者教育行政概要等説明会資料」というレジュメと、給与制度をまとめた「諸手当の認定について」という 2 つの資料を使って説明をしていきます。「赴任に伴う諸手当の届出について」という資料は、1 2 月に新規採用の先生方に配布した資料ですので、先生方がこの資料を元に相談や提出をされると思います。皆さんにも参考までに配布しております。

では、「諸手当の認定について」の 1 ページをご覧ください。

みなさんも 4 月からもらうようになる給与ですが、給与は大きく分けて給料と諸手当に分類されます。

まず、給料とは勤務に対する報酬の事で、1 給料月額から次のページの 4 教職調整額までの項目について、これらは給料として取り扱うものとなります。

続いて、諸手当ですが、諸手当とは、給料として支給するには適さないもの、あるいは給料で十分には支給できていないものについて、給料を補うために支給されるものです。3 ページの 1 管理職手当から 2 4 ページの 1 1 へき地手当までの項目について諸手当として取り扱います。

毎月の給与は、給料に諸手当がプラスされて職員に支給されます。給与と給料…似たような言葉ですが意味合いが違ってくるので、覚えておいてください。

それでは、さきほど少し触れましたが、皆さんが認定を行う必要がある4種類の手当について説明をしていきたいと思います。「諸手当の認定について」の3ページを開いてください。

まずひとつめ、扶養手当です。

扶養手当の横にカッコ書きで給与条例11条、12条、扶養手当に関する規則と書いてあります。これが何かというと、扶養手当を支給する根拠となっている条例規則を掲載しています。

条例規則とは、地方自治体が定める法令のことです。今はまだ聞き慣れない言葉かもしれませんが、私たち地方公務員は、この条例規則に基づいて仕事を行っていきますので、少しずつでも慣れていってもらえればと思います。

少し話がそれましたが、扶養手当の説明に戻ります。

扶養手当とは、職員に、扶養親族（他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者）がある場合に支給される手当です。扶養という言葉の意味ですが、簡単にいうと、「人に生活費の面倒をみてもらっている状態」ということです。みなさんも今は、お父さんやお母さんの扶養に入っている状態の方がほとんどではないかと思います。

そういった扶養親族を養うということは、少なからずお金がかかることですので、それを補てんするため、扶養親族がいる職員に対して手当が支給されます。

(1)に支給範囲とありますが、扶養手当の支給対象親族は範囲が決まっています。

まずは、配偶者。次に22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫。60歳以上の父母又は祖父母。22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹。そして重度心身障害者になります。

配偶者、重度心身障害者を扶養する場合は年齢制限がありませんが、子及び孫、父母、祖父母、弟妹には年齢制限があるので注意が必要です。

それでは支給対象親族の範囲さえ満たしていれば手当が必ずもらえるのかと言われればそうではありません。次のページに下線が引いてありますが、次の者は扶養親族とすることができない。とあります。

アとイについては扶養手当の認定の際には必ず確認が必要となるのですが、特に注意が必要なのがイ所得の合計額が130万円程度以上である者です。年間の所得が130万円以上あるような人は、生活費の面倒を見てもらわなくてもいいですよ。例えば高校生の子供であってもバイトをしていて年間で130万円以上稼いでいるような場合はその子供は扶養親族となりません。

扶養手当の支給額は通常、配偶者が10,000円、子1人につき8,500円、配偶者・子以外が1人につき6,500円となり、また、特定期間の子は1人につき5,000円加算となります。特定期間とは15歳になって最初の4月から22歳になって最初の3月までの期間です。高校生以上になると色々とお金が必要になることが多いため、この期間は子どもの手当額が加算されています。

例を挙げると、例えば職員に奥さんと、高校生と小学生の子供がいたとして、みな所得130万円未満とします。この場合の手当額は配偶者が10,000円、高校生の子供が8,500円に5,000円を加算した13,500円、小学生の子供が8,500円となり計32,000円が毎月支給されることとなります。

続いて住居手当です。7ページを開いてください。

住居手当とは借家もしくは借間に居住し、12,000円を超える家賃を払っている職員に支給される手当です。みなさんの中にもこの4月から民間のアパートを借りて一人暮らしを始める方がいるかもしれませんが、そういった職員の家賃負担を軽減するために設けられている手当です。

扶養手当と同じように住居手当にも支給の範囲が決められています。支給の要件欄のところに、ア～ウまでの要件が書いてあるかと思います。

ア自ら居住するために住宅を借り受けていること。イ当該住宅に現に居住していること。ウ月額12,000円を超える家賃を支払っていること。とあります。簡単に言うと、「本人が契約をしている」「本人がそこに住んでいる」「本人が家賃を支払っている」という3つの要件が必要になります。この3つの要件をすべて満たさないと住居手当を支給することができません。

例えば、自分が契約をして、そこに住んでいるけれど、家賃は親が払っていますよといった場合は住居手当が支給できません。あと、県公舎使用者（職員住宅）に住んでいる職員は12,000円を超える家賃を支払っていたとしても住居手当の支給はできませんので注意が必要です。

住居手当の支給額は家賃の額によって決まり、家賃月額が23,000円を越えるか、それ以下かで計算方法が違ってきます。まず23,000円以下の場合ですが、例えば家賃20,000円だと、20,000円から12,000円を引いた8,000円が毎月の手当額となります。

続いて、23,000円を超える場合、例えば家賃50,000円だと、50,000円から23,000円を引いたものを1/2して11,000円を足した24,500円が手当額となります。式の下にカッコ書きで最高限度27,000円と書いてありますが、例えば家賃100,000円の借家に住んでいた場合、式に当てはめて計算すると、手当額49,500円となってしまうのですが、限度額が決まっているので、手当額は27,000円となります。家賃が高いところに住むのは職員の自由ですが、高いところに住めば住むほど本人の手出しが多くなるということです。

続いて、通勤手当です。9ページを開いてください。

通勤手当とは、交通機関等を利用して通勤し、その運賃等を負担している職員、又は自動車等を利用して通勤している職員に支給される手当です。電車やバスで通勤すれば運賃が、車で通勤すればガソリン代などがかかります。その費用を通勤手当で補てんしようというわけです。

ではどのような職員が通勤手当をもらえるかというところ、支給の要件のところに書いていますが、まずひとつ目が交通機関利用者 例えばJRやバス、離島の学校なんかだと定期船など、交通機関を利用して通勤をしてくる職員です。ふたつ目、これが一番多いと思いますが、自動車等の使用者 学校まで車やバイク、自転車などで通勤してくる職員です。3つ目に交通機関と自動車等の併用者 例えば自宅から駅まで自動車で行って、そこからJRで通勤するといったような場合が考えられます。この3つが支給対象となりますので、徒歩のみで通勤してくる職員については通勤手当の支給対象外となります。

それじゃあ、本来徒歩で来るくらいの近い距離であっても自動車で通勤すれば手当が支給されるのかということではなく、下線部分に書いてありますが、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2km以上であること。とあるように、いくら車で通っているとしても、自宅から学校までを徒歩で通勤した場合の距離が2km以上でないと手当は支給できません。近いから歩いて来られるためです。

では通勤手当の支給額はいくらになるのかということですが、10ページの下の方から支給額の説明があります。交通機関等の利用者については運賃の額で手当の支給額が決まります。続いて11ページになりますが自動車等については距離に応じた手当額となります。

4つの手当の最後は、単身赴任手当です。

16ページを開いてください。単身赴任手当はあまり多い事例ではないので、端折って説明しますが、単身赴任手当とは、異動に伴って転居し、配偶者と別居することとなった職員のうち、要件を満たす者に支給されるとあります。異動に伴ってということなので、本人の都合で別居するといった場合は支給対象ではなく、あくまで転勤を命じられ、やむを得ず別居するといった場合で、さらに、そこに記載してある支給要件を満たせば対象となります。

支給額は職員の住宅と配偶者の住宅の距離によって決定されます。16ページから17ページにかけて記載していますが、当然、距離が長ければ長いほど手当の支給額は多くなります。

給与関係資料の説明については以上です。皆さんが4月から認定事務を行うことになる、4つの手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当について、その手当がどういった手当なのか、どんな人が支給対象なのか、支給額はどうやって決まるのかを簡単にですが説明をしました。本当はもっと詳しく説明したいところですが、研修の時間が限られていること、あと、いくら説明を聞いたとしても、実際にやってみないとわからないことが多いと思いますので、ほんの基礎的な部分だけを説明しました。この給与関係資料は4月までの間にしっかり読んでおいてもらって、4月からの実務にあたる際に、なんか見たことあるな、聞いたことあるくらいなので結構ですので、予習をしておいてもらえればと思います。

続いて、新規採用予定者教育行政概要説明会資料と書かれたレジュームを見てください。

これは、4月に皆さんが認定事務をする際のポイントを簡単にですがまとめたものになります。

最初に、諸手当認定事務に係る事務処理の主な流れですが、

- ① 手当申請について職員から相談を受ける。→②提出期限や必要な書類について説明を行う。
 - ③諸手当の届出の受付を行う。→④認定事務を行う。→⑤事務ネットワークの入力を行う。
 - ⑥給与支給明細書の確認を行う。→⑦誤りがあれば事務ネットワークの再入力を行う。
- おおざっぱに言うところの流れになります。

皆が皆、制度を理解して、こちらから何も言わなくても、手当の届出を提出してくれば良いのですが、なかなかそういうわけにもいきません。またどちらかと言うと、学校の先生はこういう事務処理があまり得意ではなかったりします。皆さんは4月からいきなり頼られる立場となるので少し不安に思うかもしれませんが、ポジティブにとらえれば、先生たちに顔を覚えてもらうチャンスという考え方もできます。4月に新しく採用された職員や異動（転勤）があった職員は手当の申請が必要な場合が多いので、積極的に声をかけていきましょう。

また、届出に必要な書類であるとか、実際の認定事務のやり方、事務ネットの入力など、まだまだ分からないことも多いと思いますが、学校の事務の先輩であるとか、共同実施拠点校の人であるとかを頼って、実務をやりながら徐々に慣れて行ってもらえればと思います。

この研修の冒頭に、4月は手当の申請が多く出る時期ですよとお伝えしました。じゃあ具体的にどんな申請が出てくるのかということなのですが、手当ごとに例を挙げてみました。

まず扶養手当、4月当初に届出が必要な主な事例として挙げているのが、4／1付新規採用職員に扶養親族がいる場合 上にア～オまで届出が必要な職員を記載していますが、これはアの新たに学校職員となった者に扶養親族がある場合に当たります。教員の採用試験の年齢制限が49歳まで引きあがっていることを考えると、新採でも扶養親族がいるということは十分あり得ることかと思えます。

また、レジュメには書いていないのですが、もう一個追加しておいてもらいたい事例が、

4／1付けで扶養親族の要件から外れる場合。これはウの扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合に当たります。扶養親族の要件で所得が130万円未満でなければならないとお話ししたところですが、例えばそれまで子の扶養手当を受けていたが、子の就職等により収入の要件を満たさなくなった場合など、手当の取り消しを行う必要が出てきます。手当の認定というのは、認める事だけではなく、取消をする事もいいますので、頭に置いておいてください。

続いて住居手当の4月当初に届出が必要な主な事例として挙げているのが、4／1付け新規採用職員または4／1付けの異動で転居した職員で民間借家に入居している場合となります。ここには記載していませんが、職員住宅に入居する職員は支給対象とはなりません。

続いて通勤手当、4月当初に届出が必要な主な事例として挙げているのが、4／1付けの新規採用職員と異動者です。皆さんのような新規採用職員はもちろんですが、異動があった職員は皆、通勤経路が変わるわけですから、届出を提出する必要があります。

そして、単身赴任手当です。この手当は件数が少ないですが、複雑な決まりごとがありますので、職員から相談を受けた場合は、どうしたらよいかを共同実施拠点校に問い合わせてください。

最後になりますが、届出の提出期限について、説明します。

手当はその事実が発生した日の翌日から15日以内に届出を出さなければならないという決まりがあります。届出が提出期限より遅くなると、本来なら4月から支給できていたものが、5月からの支給となるなど、本人が損をすることになりますので、いつまでに出してくださいというのは職員から相談を受けた際によく言っておく必要があると思います。

12月下旬に4月から採用される教職員に対して研修会を実施しました。その際に皆さんのお手元にある「赴任に伴う諸手当の申請について」を配布しております。その申請の締切日ですが、16日（月）になっております。あと、裏面に諸手当における認定マニュアルをHPで閲覧できますので、ご活用ください。

以上で諸手当の認定についての説明を終わります。今日の説明を聞いて、なんとなくでも、4月からの仕事のイメージをしてもらえたらと思います。今の段階では期待よりも不安の方が大きいかもしれませんが、最初はわからなくて当然ですので、あまりプレッシャーに感じることなく、4月から頑張ってもらえればと思います。ご清聴ありがとうございました。